

建築士法第22条2項の規定に基づく  
地震被災建築物の「応急危険度判定」講習会

大規模な地震が発生した場合に、余震等による建築物の倒壊や部材の落下等による二次災害の発生を防止するため、被害を受けた建築物の危険度を迅速に判定し、これを表示することが重要です。

平成30年に発生した北海道胆振東部地震、大阪府北部地震をはじめ、熊本地震、東日本大震災等々、毎年のように大規模な地震が発生していますがその都度、地震発生後速やかに建築物の応急危険度判定が実施され、被災県及び応援都道府県の判定士が、毎回数千から数万棟の判定を行っています。

沖縄県でも、平成30年3月に西表島で震度5弱の地震を経験する等、防災に関する県民の意識が高まっており、また平成28年の熊本地震では県内からも判定士を派遣するなど判定士の確保が早急の課題となっています。このため、被災建築物の応急危険度判定を行う建築技術者(応急危険度判定士)を養成することを目的として、建築士法第22条2項の規定に基づき下記のとおり講習会を開催いたします。まだ受講されていない方をはじめ、既に判定士に登録されている方も再度受講され、判定活動について見識を深めていただきますようご案内いたします。

- 主 催 沖縄県
- 実 施 公益社団法人沖縄県建築士会
- 開 催 日 令和4年11月14日(月)
- 会 場 沖縄産業支援センター 1階 ホール

■プログラム 建築士会CPD認定講習 3単位

科目	時間割	講師等
応急危険度判定の概要について	14:00～14:30	沖縄県土木建築部建築指導課 指導班長 金城利一
応急危険度判定マニュアル	14:30～16:30	(株)大城組 建築電設部 取締役部長 中島親寛

- 受講資格 建築士法第2条第1項の建築士、若しくは建築職の行政職員で5年以上の実務経験者若しくは特殊建築物等調査資格者
- 受講料 無 料。(但し、テキスト購入の方は代金として2,000円(税込)の負担となります。)
- テキスト 「被災建築物応急危険度判定マニュアル」(1998年版)  
(一財)日本建築防災協会発行
- 申込方法 受講申込書に必要事項を記入の上、FAX又はEメールで沖縄県建築士会事務局へお申込下さい。
- 申込期限 令和4年11月4日(金)必着。但し、定員に達し次第締切らせて頂きます。
- 申 込 先 公益社団法人沖縄県建築士会  
〒901-2101 浦添市西原1-4-26(沖縄建築会館内)  
Email:shikai@ryucom.ne.jp TEL:098-879-7727 FAX:098-870-1710

☆受講修了者に後日修了証を発行します。又、受講修了者を対象とする応急危険度判定士の登録手続きを行いますので顔写真2枚(縦3cm×横2.5cm)をお持ち下さい。

令和4年度  
地震被災建築物の「応急危険度判定」講習会受講申込書

Googleフォームによる受講申込はこちらをクリック

No. \_\_\_\_\_

令和4年11月14日(水) 14:00~16:30 沖縄産業支援センター 1階 ホール

フリガナ 氏名		
勤務先名		
建築士登録番号	一級	第 号
	二級	県第 号
	木造	県第 号
支部名	(建築士会員のみのみ) 支部	
判定士登録	<input type="checkbox"/> 新規登録希望 <input type="checkbox"/> 更新希望 <input type="checkbox"/> 更新済(H22年7月以降)	

テキスト購入の有無をお知らせ下さい。

テキスト	<input type="checkbox"/> 購入する <input type="checkbox"/> 購入しない
------	--

公益社団法人沖縄県建築士会 FAX 098-870-1710

Email : shikai@ryucom.ne.jp